

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分証明書の様式
- 肥料取締法による肥料の登録
- 肥料取締法による肥料の登録の有効期間の更新
- 解除予定の保安林
- 公有水面の埋立ての追認
- 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第九百七十六号

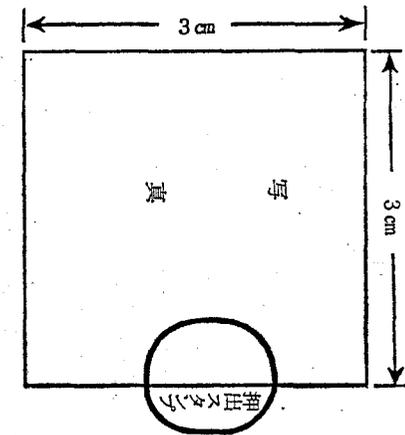
不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第九条の四第二項に規定する身分証明書の様式を次のとおり定める。

昭和四十七年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(表)

### 身 分 証 明 書



番号	第	号
発行日	年	月
有効期限	年	月
所属	所	名
職名	職	名
氏名	氏	名
生年月日	年	月
	日	

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条の4第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

鳥取県知事

図

8.5cm

6 cm

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜すい

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条の4 都道府県知事は、第9条の2の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行なうため必要があるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第12条 第9条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

鳥取県告示第九百七十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第四〇八号	赤碕町製 複合肥料二号	窒素 全量 八・〇 うちアンモニア性窒素 四・九 りん・酸 全量 七・〇 うち可溶性リン酸 四・八 うち水溶性リン酸 三・八 加里 全量 八・〇 うち水溶性加里 七・八	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長理事 大本 栄市

鳥取県告示第九百七十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第一九〇号	六・〇魚荒かす粉末	窒素全量 六・〇 リン酸全量 六・〇	鳥取市湯所町一四三 倉谷 久
鳥取県 第二五八号	七・〇魚かす粉末	窒素全量 七・〇 リン酸全量 六・〇	鳥取市末広温泉町 七二四 鳥取県経済農業協同組合連合会 会長理事 三橋 誠
鳥取県 第三六八号	佐治くみあい梨複合肥料特号	窒素全量 八・〇 うちアンモニア性窒素 四・五 リン酸全量 六・〇 うち可溶性リン酸 二・六 うち水溶性リン酸 二・二 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 六・八	八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇番地 佐治村農業協同組合 組合長理事 岡村 末広
鳥取県 第三七〇号	くみあいほう素マンガン尿素入り米子地区梨複合肥料	窒素全量 一〇・〇 うちアンモニア性窒素 四・二 リン酸全量 一〇・〇 うち可溶性リン酸 七・五 うち水溶性リン酸 六・一	米子市東町一〇五 米子市農業協同組合 組合長理事 山里 豊

加里全量 七・〇 うち水溶性加里 六・八 く溶性マンガン 〇・四〇 く溶性ほう素 〇・二〇
--

鳥取県告示第九百七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- (一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡大栄町大字妻波字東浜一九一九（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (三) 解除の理由  
農道敷地とするため
- (四) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北条町大字弓原字西浜八〇〇の一、字中外浜七六八、七七六、大字下神字中灘山一一八七
- (五) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (六) 解除の理由  
農道敷地及び農地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百八十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 追認の日

昭和四十七年十一月二十八日

二 追認を受けた者

米子市中町二〇番地

米子市

三 埋立てを追認した場所及び面積

米子市祇園町二丁目二四二の二六番地先から同市陰田町六一六の一番地先まで

地先まで

一、六〇五平方メートル

四 埋立ての目的

公共施設の敷地及び宅地の造成のため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年十二月十四日 午後三時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

元住所 岩美郡岩美町大字浦富一〇四〇の七

字和田 昌 保

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】